

第16回産業動物臨床・家畜共済委員会の会議概要

(産業動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成25年3月22日(金) 13:30 ~ 17:00

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

- 【委員長】** 麻生 哲 日本獣医師会理事 (産業動物臨床部会長)
- 【副委員長】** 横尾 彰 日本獣医師会理事 (産業動物臨床部会副部会長)
- 【委員】**
- | | |
|-------|----------------------------------|
| 一澤 正 | 茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会事業第二部次長) |
| 一明 秀一 | 石川県農業共済組合連合会家畜園芸課課長補佐 |
| 大塚 浩 | 熊本県獣医師会産業動物部会長 (おおつか動物病院代表取締役) |
| 酒井 淳一 | 山形県農業共済組合連合会参事 |
| 坂井 利夫 | 鶏病研究会理事 (坂井利夫家禽・家畜診療所) |
| 志賀 明 | 日本養豚開業獣医師協会理事 (シガスワインクリニック代表取締役) |
| 鈴木 博 | 東京都家畜保健衛生所課長補佐 |
| 千頭 幹男 | 高知県中央家畜保健衛生所所長 |
| 濱名 張彦 | 北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会参事) |
| 森下 政憲 | 広島県獣医師会理事 (広島県農業共済組合連合会家畜部長) |
- (欠席委員) 菅澤 勝則 千葉県獣医師会副会長 (千葉県農業共済組合連合会家畜部長)
- 【オブザーバー】** 荻窪 恭明 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
小牟田 暁 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
- 【本会】** 矢ヶ崎 忠夫 (専務理事) ほか

IV 議事

- 1 第15回産業動物臨床・家畜共済委員会の協議結果 (説明)
- 2 今期委員会の検討内容について (協議)

V 会議概要

(1) 冒頭、矢ヶ崎専務理事から以下の内容の挨拶があった。

産業動物診療をめぐっては様々な課題があり、処遇改善の問題一つとっても公務員獣医師については各県の努力が実りつつあるものの、なかなか思うようには進んでいない現状がある。農水省においても補助事業として獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施いただき、取り組みが進められているところである。

今期委員会のとりまとめに際しては、一言に産業動物といっても畜種が様々ある中で委員の皆様には大変ご尽力いただいたことに御礼申し上げたい。

公務員獣医師については採用人数が若干増えているとのことであるが、まだまだ地域偏在はみられる。処遇改善については、日本獣医師会としても現状の開業獣医師の状況調査を各地方獣医師会の協力により実施した。近々結果を公表したい。これによると、生涯収入については小動物診療獣医師がおよそ4億円程度、産業動物診療獣医師が3億円程度、公務員獣医師が2億円程度、となっている。まだまだ改善に向けた努力が必要である。

委員の皆様におかれては、委員会報告のとりまとめに向け、引き続き一層のお力添えをお願いしたい。

(2) 事務局から出欠が確認され、その後、麻生委員長により議事が進行された。

1 第15回産業動物臨床・家畜共済委員会の協議結果

事務局から、資料に基づき前回会議の概要が簡潔に説明された。

2 今期委員会の検討内容について

(1) 報告書案の資料を基に大要以下の意見交換が行われた。

ア 中央畜産会の産業動物獣医師確保対策修学資金制度について、希望者が「伸び悩んでいる」、人事異動等により産業動物関連の職種から離れた場合に「修学資金の返還がともなう」との記述があるが、中畜の事業はすでに終了しており、現在は国の事業として実施している中、昨年も一昨年も20名以上の希望者を集めており、希望者が増加している。また、修学資金の返還についても3年間の猶予期間を設けており、決して職種が変わったからすぐに返還しなければいけないというわけではない。国による取り組みが進められ有効に機能していることを踏まえて表現を見直すべきである。

イ 猶予期間について、修学資金を国と自治体が折半して支援しているという面から鑑みても、自治体は人事異動に当たって状況を十分考慮していると考えられる。返還する場合はおそらく自ら希望して産業動物関連以外の分野に異動するケースではないか。

ウ 産業動物診療獣医師の育成等に関わり、消費者、生産者それぞれの視点から必要とされる獣医師像を具体的に考察し、管理獣医師の存在意義等の理解の助けとなるようなイントロダクションを盛り込んではいかがか。

- エ 13 ページ下から 2 行目、「①家畜衛生分野の飼養衛生管理環境の定期点検、②家畜栄養学の給与飼料点検」の記載について、家畜衛生学と畜産学を含めた幅広い視点を踏まえ、表現してはどうか。
- オ 19 ページの獣医学系大学に関する取り組みの記述のうち、11 行目、獣医学生の参加型臨床実習についての違法性の棄却に関する通知のくだり、「すでに獣医学生による参加型臨床実習の実施が可能となっている」は削除したほうがよい。
- カ 22 ページの 21 行目、カッコ内の「獣医療提供体制整備推進総合対策事業の継続」は削除すべき。農水省予算では獣医学教育で行う参加型臨床実習に対して補助は行えない。
- キ 産業動物診療獣医師の確保の観点から見た時、大学側が望む臨床教育のイメージと、臨床実習協力機関・団体等が考えている臨床教育のイメージの間に隔たりがあるのではないか。
- ク 小規模の農場では管理獣医師を必要としていない面もあり、一律に論じることはできない。
- ケ 薬剤の流通に係り、一部の獣医師の不適切な行為を是正するためにも、農場と獣医師の関わりについて仕組みを整えることを提言すべきである。
- コ 今後の TPP 交渉の行方もにらみつつ、わが国の畜産物が国際的に信頼され、質による競争力を高めるために獣医師が果たすべき役割についても言及すべきである。
- サ 産業動物診療獣医師の確保対策についても、豚や鶏に関する記述をもっと盛り込むべきである。養豚や養鶏の分野の獣医師の中心的収入は管理獣医師としての農場との契約料である。管理獣医師としての役割や重要性をもっと書き込むべきである。獣医師が管理獣医師として安定して生活できるシステムを確立すべきであり、システム化についての提言も盛り込むべきである。
- シ 大学では、養豚や養鶏は家畜衛生学の分野と見られており、参加型臨床実習の対象として第一選択はされない。個体の診療として牛や馬が中心となるのはやむを得ない。
- ス 鶏について、専門としている大学や鶏病研究会等関連団体との連携を進めることが必要である。
- セ 文科省ルート、農水省ルート、それぞれの取り組みがあるのはわかるが、現場サイドの受け皿は同じなので、情報を統合した形で流すなど、整理してさらに周知する必要がある。関係者の理解が深められ、連携効果が上がるような工夫がなされるべきである。
- ソ 「産業動物臨床獣医師による動物用医薬品の適正使用、流通に対する取り組み」について、実際には年に 1 回しか農場を訪れていなくても指示書が乱発されている実態がある。適正な使用をしっかりと呼びかけるべき。指示書で収入のほとんどを賄う獣医師、医薬品の販売者側に利用されているだけの獣医師などの現状を是正するような内容を書き込む必要があるのではないか。
- タ 抗菌剤の使用軽減などの取り組みについても記載すべきである。
- チ 家畜伝染病の発生時など、獣医師は農場経営者の判断を超えた部分で決断を下さなければならない面もあることにも言及してはどうか。飼養衛生管理基準の改正により獣医師に求められた責任についても言及すべき。

- ツ 産業動物診療獣医師の収入を増大させるための方策について検討すべきである。
- テ 獣医師会が主体的にどう取り組むか、ということを強く打ち出すべき。関係者の取り組みに期待するだけではだめ。
- ト 常設委員会での検討内容と理事会での審議内容を整理すべきである。あくまで課題を整理・検討し、方向性を打ち出すのが常設委員会であり、その方向性を承認し、必要に応じて対応を考えるのが理事会である。
- ナ 獣医師の立場を向上させるための法改正や権限の拡大と罰則の強化について獣医師会として検討すべきである。日本獣医師政治連盟の活用をもっと進めるべきである。

(2) 報告書のとりまとめにあたり、以下の内容が確認された。

- ア 委員からの意見を踏まえ内容を整理し、重複記載や畜種別の記載内容、説明の詳しさの濃淡など全体のバランスを考慮しながら再度調整する。
- イ 獣医療提供体制整備推進総合対策事業の学生対象、獣医師対象双方の個別の事業内容について具体的に説明する。
- ウ 資料編のグラフ等については削除し、必要に応じ本文中に記載することとする。
- エ 日本獣医師会における産業動物臨床・家畜共済委員会の仕組みについて、各畜種別、職域分野別、学術分野別の個別委員会を設置し、それをとりまとめる形で本委員会を開催するようにすべきであるという提言を行う。

VI まとめ

- 1 本日の検討を踏まえ、報告書案の取り扱いについては、委員長、副委員長及び事務局で調整の上委員各位の確認をいただいた後、5月の理事会に報告することとされた。
- 2 追加や修正について、場合により委員の協力を仰ぐことについて了承された。
- 3 閉会にあたり、麻生委員長から、各委員のこれまでの検討への協力に対するお礼が述べられた。